

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 金沢市内部の推進体制について

本市では、都市政策局企画調整課（課員：14名、うち中心市街地活性化担当者3名）が中心市街地活性化事業を統括しており、関係部局の連携を図りながら、基本計画のとりまとめ、関連事業の進捗状況等の管理を行っています。

また、中心市街地活性化策を全庁体制で取り組むことを目的に、以下の庁内プロジェクトで取り組んでいます。

プロジェクト	取組状況
中心市街地活性化基本計画推進プロジェクト	中心市街地活性化基本計画の変更、新規計画策定のため、関係課の事業の取組状況の共有、今後の取組についての意見交換を実施している。
定住促進事業推進プロジェクト	定住促進本部での検討に活かすため、関係課で定住促進事業の成果、課題を情報共有し、方向性について意見交換を実施している。
集約都市形成計画連絡プロジェクト	集約型都市形成に向けた立地適正化計画策定に向け、関係課で課題の情報共有、意見交換を行っている。
学生のまち・金沢推進プロジェクト	関係課との調整・連携により、庁内横断的に学生のまち推進事業、学生のまち推進週間の集中的な事業を実施している。
伝建地区保存推進プロジェクト	「東山ひがし」「主計町」「卯辰山麓」「寺町台」の4つの伝建地区において、まちなみを保存しながらまちづくりを進めるための手法、計画、内容などについて意見交換を実施している。

（平成29年1月現在）

(2) 金沢市議会等における中心市街地活性化に関する審議の内容

金沢市議会における中心市街地活性化に関しての主な質疑について、以下のとおり答弁を行いました。

年月	審議の要旨
平成 24年 6月 定例会 会 (第2 回) 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅西副都心の機能充実と中心市街地活性化策をどのようにコントロールするのか、第2次中心市街地活性化基本計画の事業展開をどのように考えているのか。 <p>(市長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅西地区は、日本海側の拠点港としての金沢港、外環状道路の利用促進により、広域都市機能の充実を図ることとしており、駅西広場周辺にありましては、拠点性を高めるための広域のかつ先進的な業務機能の集積を目指している。 ・ 中心市街地では、第2次中心市街地活性化基本計画において、都心軸線の老朽ビルの立替を促進し、商業・業務機能とまちなか居住の複合的な高度利用を図るなど、人、物、情報が集まる環境整備に努めることとしている。 ・ 本市の持続的な発展のためにも、北陸新幹線の開業に向け、それぞれの地区の高度利用が図られることが重要であり、既存の制度を活用したハード・ソフト両面からの支援に積極的に取り組んでいきたい。
平成 24年 12月 定例会 会 (第4 回) 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり全体の中で中心市街地の活性化を位置づける取り組みとして、香林坊、ビルの老朽化が目立つ片町地区の再整備、さらに活気ある金沢を目指してのまちの魅力とにぎわい創出のために、今後、どのように取り組んでいくのか。 <p>(市長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の活性化については、片町地区も含め、第2次中心市街地活性化基本計画に基づき、魅力ある商業集積と活気あるオフィス街の形成を通じ、まちの持つ魅力にさらに磨きをかけ、人・モノ・情報が集まる中心市街地づくりを進めていきたい。
平成 27年 3月 定例会 会 本会 議	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり三法の本市のまちづくりにおける検証に併せ、改正中心市街地活性化法におけるコンパクトシティ化推進に向けた取り組みと体制づくりについて尋ねる。 <p>(市長答弁要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり三法「中心市街地活性化法」により、都市基盤の整備や各種施設の立地などが推進されるとともに、「改正都市計画法」により、市内の準工業地域に大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区が導入されたほか、「大店立地法」によって、周辺的环境等と調和するための立地指導を徹底することができ、直接的、間接的に集約型のまちづくりにつながってきた。改正中心市街地活性化法においては、中心部に民間投資を呼び込む制度等が強化されたことから、全庁的な体制でその制度の積極的な活用や導入を図り、商業等の都市機能の集約を推進していきたい。

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 金沢市中心市街地活性化協議会の概要

法第9条第1項に規定する基本計画及び法第9条第10項に規定する認定基本計画及び認定基本計画の実施に必要な事項等について協議し、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進していくため、金沢商工会議所及び株式会社金沢商業活性化センターが共同し、平成19年1月29日、金沢市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置。関係者の緊密な連携と協力体制のもと、基本計画の策定、事業の実施等、中心市街地活性化に積極的に取り組む体制が整えられました。協議会は、中心市街地の商業者、福祉関係者、交通事業者や地域住民の代表などで構成されています。

(2) 協議会の構成員と開催状況

金沢市中心市街地活性化協議会 構成員 構成員及び協議会委員

令和3年7月1日

構 成 員			協議会委員	備 考
団体名	役職	根拠法令		
金沢商工会議所	会頭	法第15条第1項関係 (商工会議所)	安 宅 建 樹	会長
金沢商工会議所	専務理事	法第15条第1項関係 (商工会議所)	普 赤 清 幸	
㈱金沢商業活性化センター	代表取締役社長	法第15条第1項関係 (まちづくり会社)	嶋 浦 雄 峰	副会長
金沢市	都市政策局長	法第15条第4項関係 (市)	鳥 倉 俊 雄	
金沢市商店街連盟	会長	法第15条第4項関係 (商業者)	中 島 祥 博	
金沢中心商店街まちづくり協議会	会長	法第15条第4項関係 (商業者)	雨 坪 毅 樹	
金沢中心商店街武蔵活性化協議会	副会長	法第15条第4項関係 (商業者)		
金沢市町会連合会	会長	法第15条第4項関係 (地域関係者)	中 川 一 成	
北陸鉄道㈱	代表取締役社長	法第15条第4項関係 (交通事業者)	宮 岸 武 司	
西日本旅客鉄道㈱金沢支社	執行役員 金沢支社長	法第15条第4項関係 (交通事業者)	前 田 洋 明	
金沢市社会福祉協議会	会長	法第15条第4項関係 (福祉施設関係)	桶 川 秀 志	
㈱北國銀行	執行役員 総合企画部長	法第15条第8項関係 (地域経済)	菊 澤 智 彦	

監 事

団体名	所属・役職	根拠法令	氏 名	備 考
金沢商工会議所	監事	法第15条第1項関係 (商工会議所)	鏑 一 郎	
㈱金沢商業活性化センター	取締役	法第15条第1項関係 (まちづくり会社)	吉 村 一	

オブザーバー

団体名	所属・役職	根拠法令	氏 名	備 考
石川県	商工労働部長	法第15条第7項関係	南 井 浩 昌	
金沢中警察署	署長	法第15条第7項関係	泉 栄 盛 三	
金沢東警察署	署長	法第15条第7項関係	久 田 悦 弘	

金沢市中心市街地活性化協議会 幹事会 構成員

令和3年7月1日

構 成 員		氏 名	備 考
所 属	役職等		
金沢商工会議所	専務理事	普 赤 清 幸	
㈱金沢商業活性化センター	専務取締役	小間井 隆 幸	共同設置者
金沢市	企画調整課長	新 保 博 之	市
金沢市	商工業振興課長	森 沢 英 明	市
金沢市商店街連盟	事務局長	向 哲 広	商業者
金沢中心商店街まちづくり協議会	副会長	諸 江 洋	商業者
金沢中心商店街武蔵活性化協議会	事務局長	真 柄 琢 也	商業者
金沢市町会連合会	事務局長	小 寺 洋 右	地域生活者
北陸鉄道(株)	常務取締役	小 林 工	交通事業者
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	副支社長	大 路 洋 司	交通事業者
金沢市社会福祉協議会	事務局長	後 出 建 司	福利施設
㈱北國銀行	総合企画部企画課長	徳 野 敦 士	地域経済

[協議会の開催状況]

- 平成 25 年度第 1 回協議会
 - 第 2 期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議 (新規事業追加・一部修正等)
- 平成 26 年度第 1 回協議会
 - 第 2 期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議 (新規事業追加・一部修正等)
- 平成 26 年度第 2 回協議会
 - 第 2 期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議 (新規事業追加・一部修正等)
- 平成 27 年度第 1 回協議会
 - 第 2 期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議 (新規事業追加・一部修正等)
- 平成 27 年度第 2 回協議会
 - 第 2 期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議 (新規事業追加・一部修正等)
- 平成 28 年度第 1 回協議会
 - 第 2 期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議 (新規事業追加・一部修正等)
 - 第 3 期 中心市街地活性化基本計画の策定について
- 平成 28 年第 2 回協議会
 - 第 3 期 中心市街地活性化基本計画について

○平成 30 年度第 1 回協議会

第 3 期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議 (新規事業追加・一部修正等)

○令和元年度第 1 回協議会

第 3 期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議 (新規事業追加・一部修正等)

○令和 2 年度第 1 回協議会

第 3 期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議 (新規事業追加・一部修正等)

○令和 3 年度第 1 回協議会

第 3 期 中心市街地活性化基本計画の変更(案)の協議 (新規事業追加・一部修正等)

(3) 法第 15 条各項の規定に適合していること

協議会は、都市機能の増進を推進するための調整を図るためにふさわしい者(株式会社金沢商業活性化センター)と中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者(金沢商工会議所)が共同し、組織しています。

金沢市中心市街地活性化協議会による答申（平成年 12 月 21 日）

平成 28 年 12 月 21 日

金沢市長
山 野 之 義 様

金沢市中心市街地活性化協議会
会 長 安 宅 建



金沢市中心市街地活性化基本計画（案）に対する答申

平成 28 年 12 月 1 日付発企第 79 号で諮問のありました件について、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条 9 項の規定に基づき、金沢市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見を下記のとおり提出します。

記

第 3 次基本計画に掲げる基本方針は、賑わい創出や交流拡大、持続的発展など中心市街地の活性化推進に必要であることから、当該計画は概ね妥当であると判断します。



(5) 金沢市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 金沢商工会議所及び株式会社金沢商業活性化センターは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、金沢市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- ①法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）
- ②法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に必要な事項
- ③前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、金沢商工会議所内に置く。

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- ①金沢商工会議所
 - ②株式会社金沢商業活性化センター
 - ③金沢市
 - ④法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - ⑤前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、金沢商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、第5条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、（以下「会議」という。）会長が召集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
 - 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

- 第11条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

- 第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局の運営に必要な事項は、金沢商工会議所が処理する。

(経費の負担)

- 第14条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(協議会の監査)

- 第15条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。
- 2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。
 - 3 監事は、非常勤とする。
 - 4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第16条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償等)

- 第17条 会長、副会長、委員及び監事は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。
- 2 前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

- 第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、金沢商工会議所がこれを決算する。

(補則)

- 第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年 1月29日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析及びニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

中心市街地の統計的データによる現状分析は、1. [2] 地域の現状分析に、地域住民のニーズ分析は、1. [3] 地域住民のニーズ等の把握・分析に、それぞれ記載しています。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について

○市民・学生等との連携

中心市街地の活性化は、市民、民間事業者等の主体的な参加、協働での取り組みが不可欠であり、中心市街地活性化に関する情報提供、意見交換、及び協働の取組を今後も積極的に行っていきます。

市民参加・協働によるまちづくりのため、地域の課題について、住民と市とが協働で話し合う「まちづくりミーティング」や、地域団体の自主的な提案により、地域と行政とが協働でまちづくりに取り組む「協働のまちづくりチャレンジ事業」等を実施しています。

また、平成22年度より施行した学生のまち推進条例（略称）の下、学生、地域、行政等が連携し、まちなかを活性化する事業に取り組んでいるほか、高齢者の多い中心市街地の町会と学生（主に大学生）等が雪かきに関するボランティア協定を市が仲介することによって締結し、中心市街地における学生の社会参加やまちなかのコミュニティの推進を図っています。さらに、石川県内の高等教育機関により構成され本市の中心市街地に拠点を置いている「大学コンソーシアム石川」や石川県との協働により、金沢市中心部を共通のキャンパスとして活用する「まちなかキャンパス」事業にも取り組んでいます。

今後も、多様な住民とともに中心市街地活性化を推進し、基本計画の進捗状況に応じて、市民アンケートを実施し、寄せられた意見・提案等を中心市街地の活性化に反映させていきます。

○民間事業者との連携

民間事業者や関係団体と行政との協力体制としては、まちなかでの定住を進める「かなざわ定住推進ネットワーク（平成15年）」、オフィス街の活性化とにぎわい創出を図る「拠点性向上ネットワーク形成運営事業（平成23年）」、「MICE誘致戦略策定事業（平成23年）」、まちなかの利便性向上を図る「公衆無線LAN構築推進事業」等、民間事業者、関係団体も巻き込み、連携・調整を図りながら各種中心市街地活性化事業を進めてきました。

今後も、金沢市中心市街地活性化協議会を中心としながら、引き続き、各種事業者、団体とも、より一層の協力体制を構築することで、中心市街地の活性化に民間事業者の発想等を取り入れ、個別事業を効率的、効果的に推進していきます。